



Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年1月22日号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または中文)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

研究開発費用の追加控除政策に関する事項の明確化

中国国家税务总局は2015年12月29日に「企業の研究開発費用の税前追加控除政策に関する問題についての公告¹⁾(以下「公告」)を公布し、「研究開発費用の税前追加控除政策の整備に関する通知²⁾(以下「119号通達」)における研究開発費用の追加控除³⁾に係る新政策の実施基準を明確化した。「公告」は、2016年度以降の企業所得税の年度確定申告に適用される。

(1) 背景

企業における研究開発を後押しするための政策として、中国の財政部、国家税务总局および科学技術部は2015年11月2日に共同で119号通達を公布し、2016年1月1日から、研究開発費用の追加控除政策が適用される業種と追加控除可能な費用の範囲を拡大するとともに、関連事項の整備を行った。「公告」は、研究開発費用の追加控除に係る新政策の実施基準をさらに明確化し、計算、申告および届出管理等についての具体的な要求を提示したものである。

(2) 公告のポイント

1) 追加控除の適用対象外となる業種の判定

119号通達は、研究開発費用の追加控除政策が適用されない7つの業種を列挙している。「公告」によれば、これらの7業種の企業とは、これらの業種の業務を主要業務とし、かつ研究開発費用が発生した当年度の主要業務収入が、「企業所得税法」第6条の規定に基づき算定した収入総額から非課税収入と投資収益を差し引いた残額の50%を超える企業を指す。

1 [国家税务总局公告2015年第97号](#)(国家税务总局ウェブサイト(中国語))

2 [财税\[2015\]119号](#)(中華人民共和国財政部ウェブサイト(中国語)) / Tax Newsflash 2015年11月13日号「[研究開発費用の追加控除政策の適用範囲の拡大](#)」を参照

3 企業所得税法の規定によれば、企業で発生する研究開発費用は、課税所得の計算時に、実際発生額に加えてその50%を追加で控除することができる。また、研究開発により無形資産が形成される場合は、無形資産原価の150%まで償却することができる。この優遇政策の具体的な適用範囲(対象となる業種および「研究開発費用」の範囲)は、別途規定により定められている。

2) 委託研究開発

「公告」は、企業が個人に研究開発を委託する場合、当該企業が研究開発費用の追加控除を適用するには、委託先の個人が発行した発票等の合法的かつ有効な証憑を取得しなければならないと規定している。

企業が国外の機構または個人に研究開発を委託することによって発生する費用は、追加控除の対象とならない。「公告」では、ここでいう国外の機構または個人とは、外国または地域(香港、マカオ、台湾を含む)の法律に基づき設立された企業とその他の収入を得る組織、および外国籍(香港、マカオ、台湾を含む)の個人を指すと規定している。

3) 研究開発人員の範囲

「公告」では、関連の件費支出が追加控除の対象となる研究開発人員を、研究人員、技術人員、補助人員の3種に分けて、それぞれの定義を定めている。そのうち、補助人員は研究開発活動のために後方勤務する者を含まないとされている。

「公告」によれば、研究開発人員は本企業の従業員でも外部招へい者でもよい。外部招へい者は、本企業と労働雇用契約を締結する者または臨時招へい者、および労働派遣された人員を含む。

4) 研究開発費用の集計

a) 加速減価償却費

「公告」の規定によれば、企業が研究開発活動に用いる機器、設備に加速減価償却を適用する場合、追加控除の対象となる研究開発費用には、会計上の減価償却費の金額を計上し、かつその金額は税法の規定に従って計算した金額を超えてはならない。

b) 複数の用途に用いられる費用

「公告」の規定に基づき、企業は研究開発活動と研究開発以外の活動に同時に従事するか、または用いられる人員の活動および機器、設備、無形資産の使用状況を記録し、かつ実際の作業時間割合に基づく等の合理的な方法を用いて、実際に発生した関連の費用を研究開発費用と生産経営費用に配賦しなければならない。配賦しない場合、追加控除は認められない。

c) “その他の関連費用”の限度額

119号通達では、追加控除の対象となる“その他の関連費用”は追加控除可能な研究開発費用総額の10%を超えてはならないと規定している。「公告」では、研究開発費用の追加控除を適用する場合、“その他の関連費用”はプロジェクトごとに集計し、かつ各プロジェクトの“その他の関連費用”は次の公式によって計算された限度額を超えてはならないと規定している。

当該プロジェクトにおける“その他の関連費用”以外の費用の和×10% / (1-10%)

d) 特定収入の控除

「公告」では、研究開発の過程で生じた裁ち屑、不良品、中間試験品等による特定の収入は、追加控除の対象となる研究開発費用から控除し、控除しきれない場合は研究開発費用をゼロとして計算すると規定している。

また、企業の研究開発活動において直接作られた製品または構成部分として作られた製品を外部に販売した場合、研究開発費用のうち、それらに対応する材料費用は追加控除の対象とならない。

e) 追加控除不可の項目

これまでの政策を踏襲し、「公告」では、損金算入が認められない費用および支出項目(非課税扱いとなる財政資金を研究開発活動に用いる場合に生じる費用を含む)は、研究開発費用の追加控除の対象にはならないと規定している。

5) 計算に関する要求、税務申告および届出の管理

企業が正しい計算を行えるようにし、また税務機関による事後的な管理と検査の便宜を図るため、「公告」では、追加控除に関する計算と申告について、納税者に細かい要求を提示するとともに、関連資料のサンプルも提供している。

資料名称	コンプライアンス責任	記入情報
“研究開発費用支出”補助簿	研究開発プロジェクトの立上げ時に設け、企業が検査に備えて保管する	研究開発プロジェクトごとに記入する。会計証憑の日付、番号、借方・貸方金額、原価・費用明細等の情報を含む
“研究開発費用支出”補助簿の総括表	年末に分析の総括をして作成し、「年度財務会計報告」を提出すると同時に付注と併せて所轄税務機関に提出する	企業の当年度における各研究開発プロジェクトの原価・費用明細、資本化、費用化した金額等を含む
研究開発プロジェクトの追加控除可能な研究開発費用状況集計表	研究開発費用支出補助簿の総括表に基づき作成し、年度の納税申告時に申告表と併せて提出する	企業の当年度におけるすべての研究開発プロジェクトに係る、追加控除を申請した研究開発費用の各項目の発生額と総額、および追加控除額等を含む

また、「公告」の規定により、研究開発費用の追加控除政策を適用する企業は、次の資料を検査に備えて保管する必要がある。

- 自主、委託、共同研究開発プロジェクトの計画書、および企業の権限ある部門による自主、委託、共同研究開発プロジェクトの立上げに関する決議文書
- 自主、委託、共同研究開発プロジェクトの専門機構またはプロジェクトチームの編制状況と研究開発人員の名簿
- 科学技術行政所轄部門で登録済みの委託、共同研究開発プロジェクトの契約書
- 研究開発活動に従事する人員と研究開発活動に用いられる機器、設備、無形資産にかかわる費用の配賦に関する説明(作業での使用状況の記録を含む)
- 集中研究開発プロジェクトの研究開発費用決算表、集中研究開発プロジェクトの費用分担明細状況表と実際に受けた収益割合等の資料
- “研究開発費用支出”補助簿
- 企業が既に地級市レベル以上の科学技術行政所轄部門が発行した鑑定意見を取得している場合、これを資料として検査に備えて保管する
- 省レベルの税務機関が規定するその他の資料

(3) デロイトのコメント

119号通達は、研究開発費用の追加控除政策の適用範囲を大幅に拡大するものであり、今後はより多くの企業が当該優遇の適用を受けることになるものと見込まれるが、「公告」の規定から見れば、当該優遇の適用を受ける企業は、なお一定のコンプライアンスの負担を負うことになる。例えば、“研究開発費用支出”補助簿を作成する際、企業は各会計仕訳の詳細情報を記入する必要があるため、より高度な財務会計システムを求められる可能性がある。また、税務機関は今後、検査を強化する方針(年間の検査割合は当該優遇政策の適用を受ける企業数の20%以上とされている)を打ち出しているため、それに伴い、企業のコンプライアンスリスクも高まるものと見込まれる。したがって、研究開発費用の追加控除政策の適用を受ける予定のある企業は、以下のような対応策を検討することが考えられる。

- 企業の研究開発費用支出に関する現行の財務会計システムと集計プロセスをできるだけ早くレビューし、“研究開発費用支出”補助簿のサンプルにおける多くの財務情報の記入要求を踏まえた上で、現行のシステムによって、税法の関連規定に基づき、追加控除可能な研究開発費用を速やかに的確に集計することが可能か否かを判断し、その上で現行のシステムに対する改良または改善案を策定し、実施する
- コンプライアンスの義務を履行するため、『公告』の規定に基づき、速やかに関連資料の収集と作成を行う。特に、実務において企業と税務機関の間で論争が生じやすい事項(例えば、研究開発活動と研究開発以外の活動の間の費用配賦)については、企業の主張の合理性と証拠の十分性を慎重に評価し、必要に応じて、専門家にサポートを求めるか、事前に税務機関と適切なコミュニケーションを取ることを検討する

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohatsu.co.jp

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

e mail: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。